施設等利用給付認定（変更認定）申請書
（１号[幼稚園教育部分]　　２・３号[預かり保育・認可外保育施設等]）

（宛先）沼津市長

【申請にあたって同意していただく事項】

① 子ども・子育て支援法第30条の３において準用する同法16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の
資料の提供を求めることがあること。
② 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給、副食費の減免に関する情報
ることがあること。
③ 施設等利用給付認定及び副食費に係る給付は、施設が申請者に代わって沼津市に請求し、受領する場
④ 認定通知書の発行は、申込日に関わらず、最長で利用開始の前日まで延期することがあること。
⑤ 申請内容が事実と相違した場合や必要書類を提出しない場合は、本申請書は無効とされ、施設等利用給付認定や副食費の減免を取り消すことがあること。

記　入　例

【　保護者記入欄　】

申込日	R7　年　5　月　20　日	利用開始日	R7　年　6　月　1　日
フリガナ	ヌマヅ　イチロウ	申請内容チェックをしてください	新規 ☑　変更 □　（□1号→2・3号切替　□認定期間延長　□2・3号→1号切替　□その他）
申請者（保護者）	沼津　一郎		
住所	〒410-×××× 沼津市〇〇町〇〇番地〇〇		
電話番号①	080-××××-×××× （父・母・自宅・勤務先・その他）	電話番号②	080-××××-×××× （父・母・自宅・勤務先・その他）

◆利用開始日の前年1月1日時点、又は利用開始日の当年1月1日時点に沼津市外に住んでいた方は以下にご記入ください。

利用開始日の前年1月1日時点の住所	東京都足立区〇〇〇　〇丁目　〇番　〇号

※利用開始日の前年1月1日時点、又は利用開始日の当年1月1日時点の住所が沼津市外
市町村民税課税証明書などを求める場合があります。

該当の場合で課税記録が確認できない場合、課税証明書等を提出いただく場合があります。

①利用児童の情報

個人番号（マイナンバー）

フリガナ	ヌマヅ　モモコ	生年月日	続柄	利用施設名
児童氏名	沼津　桃子	R3.10.12（3歳）	長女	〇〇幼稚園

マイナンバーを記入してください。

②世帯構成　※①の児童以外を記入してください。　※年齢
※同居の家族・同居人及び生計を同一にする家族(学生等で別居していても生計を同一としている等)を記入してください。

児童との続柄	フリガナ 氏名	生年月日	職業等	兄弟姉妹は、通園・通学する利用施設名 別居の場合は単身赴任先・別居先住所等
父	ヌマヅ　イチロウ 沼津　一郎	個人番号 S57・7・8（42歳）	会社員	
母	ヌマヅ　ハナコ 沼津　花子	個人番号 S58・11・27（41歳）	会社員	
兄	ヌマヅ　タロウ 沼津　太郎	個人番号 H16・5・2（20歳）	大学生	愛知県名古屋市〇〇〇区〇〇〇
祖母	ヌマヅ　ウメコ 沼津　梅子	個人番号 S25・12・6（74歳）	無職	
		個人番号 （　歳）		
		個人番号		
		個人番号 （　歳）		

※提出時には家族分(父母子)のマイナンバーがわかる書類を添付してください。

◆母子・父子家庭の方は、以下にチェックしてください。

□
児童
①母

預かり保育・認可外保育施設等の施設等利用給付を受ける場合は，「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。「申請する」にチェックを入れ，裏面の様式をご記入の上，必要な書類を添えてご提出ください。

③預かり保育等について（２・３号認定を申請する場合記入，１号認定を申請する場合は記入不要）

預かり保育・認可外保育施設等の利用に係る施設等利用費の無償化給付を受ける	☑ 申請する

→ **左記申請者のみ下記④欄記入**

④保育の利用を必要とする理由等（保護者それぞれについて、保育を必要とする理由を下記に記入し、証明書類を添付してください。）

児童との続柄	必要とする理由
	□ 就労　□ 妊娠・出産　□ 疾病・障がい　□ 介護等　□ 災害復旧　□ 求職活動　□ 就学 □ 虐待やDVのおそれ　□ 育児休業中で保育利用中の子ども　□ その他（　）
	□ 就労　□ 妊娠・出産　□ 疾病・障がい　□ 介護等　□ 災害復旧　□ 求職活動　□ 就学 □ 虐待やDVのおそれ　□ 育児休業中で保育利用中の子ども　□ その他（　）

施設等利用給付認定(２・３号)に必要な保育要件の確認

※　下記の該当する区分にチェックをしてください。
※　保育要件

該当する区分にチェックをし、証明書類（父・母）を添付してください

☑ 就労		☑ **証明書類**　【家庭内外労働の方】　就労証明書 【自営業・農漁業の方】　就労証明書 → 添付書類有（就労証明書参照） 【内職をしている方】　就労証明書
	保育が必要な事由	月に64時間以上、家庭内外で勤務していることを常態とし、労働に見合う対価を給与又は報酬として受け取っている場合
☐ 就学		☐ **証明書類**　①就学等(予定)証明書・求職活動状況申告書 ②カリキュラムのわかるもの（１か月の拘束時間がわかるもの）
	保育が必要な事由	月に６４時間以上、就学していることを常態としている場合
☐ 出産		☐ **証明書類**　母子手帳の表紙と出産（予定）日がわかるページの写し
	保育が必要な事由	妊娠中であるか、出産後間もない場合 ※保育の必要性の認定期間は、出産（予定）月の前３か月以降、出産日から８週を経過する日の翌日が属する月の末日以内です
☐ 障がい		☐ **証明書類**　身体（精神）障害者手帳・介護保険認定証の写し（お持ちの方）
	保育が必要な事由	保護者の精神もしくは身体の障害により児童の保育ができない場合
☐ 病気等		☐ **証明書類**　診断書（家庭で保育できない理由や期間の記載が必要）
	保育が必要な事由	保護者の病気等により児童の保育ができない場合
☐ 介護・看護		☐ **証明書類**　①介護・看護状況申告書 ②添付書類　診断書（保育が困難である状況が記載されているもの）、又は身体（精神）障害者手帳・介護保険認定証の写し（お持ちの方）
	保育が必要な事由	同居の親族（長期入院している家族を含む）の常時介護・看護により児童の保育ができない場合
☐ 求職活動		☐ **証明書類**　①就学等(予定)証明書・求職活動状況申告書 ②ハローワークカード（ハローワーク受付表）の写し（お持ちの方）
	保育が必要な事由	継続した求職活動（起業準備を含む）の場合　※保育の必要性の認定期間は最長３か月です
☐ 災害復旧		☐ **証明書類**　罹災証明書
	保育が必要な事由	火災等で災害復旧にあたっているため、児童の保育ができな場合
☐ 育児休業		☐ **証明書類**　育児休業証明書
	保育が必要な事由	下の児の保育により児童の保育ができない場合（※就労要件で保育利用を開始した場合に限る）
☐ その他		☐ **証明書類**　保育の必要性が確認できる書類

※「就労証明書」、「就学等(予定)証明書・求職活動状況申告書」、「介護・看護状況申告書」、「育児休業証明書」の各様式は、市役所ＨＰ＞申請書ダウンロードサービス＞分野別＞福祉　でダウンロードできます。